

## 「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」に対するご意見と市の考え方について

募集期間：令和8年1月8日(木)～1月22日(木)

結果：10名の方から37件の意見

パブリックコメントに寄せられた計画案へのご意見・ご要望と、それに対する市の考え方は以下のとおりです。

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>受益者負担の考え方や、料金設定の基準を統一・明確化しようとする方針自体には賛成です。一方で、物価上昇が続く中、市民生活への影響が大きくなならないよう配慮が必要だと感じています。</p> <p>公共施設や各種手数料については、急激な値上げを避けること、また見直しの理由や算定根拠を分かりやすく市民に説明することを強く求めます。市民が納得し、安心して公共サービスを利用できる制度設計を期待します。</p> <p>また、住民票や印鑑証明、戸籍謄本等については、コンビニ交付を利用することで行政窓口の負担軽減やコスト削減につながっていると考えます。こうした効率的なサービスを選択している市民が不利にならないよう、手数料設定や今後の見直しにおいて考慮していただきたいです。</p>	<p>今回の取り組みにご賛同いただき、ありがとうございます。</p> <p>今回の見直しでは、施設の維持管理や各種証明書発行事務等の必要経費に基づき金額を算定し、市内や近隣自治体の類似施設や民間施設等との均衡に配慮するほか、激変緩和措置を設けるなど、利用者の急激な負担増とならないようにしています。</p> <p>今後はこの方針に基づき料金改定を進めてまいります。ご指摘いただいたとおり、見直しを行う背景や算定根拠について具体的かつ丁寧な説明を行ってまいります。</p> <p>また、ご指摘のとおり、住民票等のコンビニ交付は、市民の利便性の向上のほか、行政窓口の負担軽減に寄与するものです。こうした政策的な側面を踏まえ、見直しを検討してまいります。</p>
<p>性質別分類について質問です。</p> <p>施設を「必需的・選択的」「市場的・非市場的」に分ける基準が、市民の感覚とズレる可能性はありませんか？例えば「博物館」や「美術館」が第2分類（50%負担）とされていますが、これらを「教育・文化の継承（必需的）」と捉える層からは、「負担が重すぎる」ということにならないでしょうか？この分類は「いつ、誰が、どのようにして」決めたもののでしょうか？どの施設がどの分</p>	<p>本方針での性質の分類における「必需的・選択的」とは、日常生活上の必要性による区分です。学校などとは異なり、博物館や美術館は、個人の価値観や嗜好の違いによって選択的に利用する施設です。その上で民間企業では提供が難しい公共性の高い施設ということで非市場的でもあります。こうした観点から各施設を4つに区分しています。</p> <p>基本方針を策定するにあたっては、令和7年度</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>類に該当するかの判断根拠を教えてください。</p>	<p>当初に各施設の所管部署をはじめとした関係各課による庁内横断のプロジェクトチームを設置しました。このチームで協議、調整を重ねるとともに、有識者等の外部委員からなる行財政改革戦略会議から提言を受けたほか、市議会への報告や説明もその都度行ってまいりました。内外の多くの人間が関与することで、偏りの少ない内容になっていると考えています。</p>
<p>「使用料原価の算定」の「原価に算入する費用」について質問です。</p> <p>減価償却費の算入についてですが、「二重負担感」があります。会計上、原価に「減価償却費」を含めるのは正しいですが、市民からは「建設時に税金（市税）を払っているのに、利用料でも建設費分を払うのは二重取り」ではないでしょうか。</p> <p>また、公債費（借金の利子）まで算入されると、金利が上昇している中で「高規格な新設施設」ほど利用料が高騰する可能性があると思いますが、どのようにお考えでしょうか？</p>	<p>施設の維持管理に要する費用だけでなく、施設の建設費用についても全て市税で賄っているため、施設を利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることとなります。そのため、施設の建設費用についても減価償却費として原価に算入し、使用料原価を算定しています。</p> <p>また、減価償却費や公債費の算入で、使用料が高騰することへの懸念については、現行料金に応じて改定率の上限を設定し、急激な変化とならないよう激変緩和措置を講じています。</p>
<p>「市外利用者・営利目的の割増料金」について質問です。</p> <p>市外利用者が営利目的で利用する場合の「上限4倍」という設定は、どのような理由で「上限4倍」と設定されたのでしょうか？他自治体と比較しても比較的高いのではないのでしょうか？</p> <p>近隣自治体（金沢市、かほく市、野々市市、小松市など）との均衡が崩れすぎると、広域での経済交流や文化活動を阻害していると批判される可能性は無いのでしょうか？</p>	<p>市外料金が設定されている施設は、性質的分類において受益者負担割合が50%の第2または第3分類となります。公共施設の維持管理は市税で賄われていることを鑑みると、市外利用者については公費により負担することが基本的にできないことから、全額受益者負担としたため、市外利用者の料金は2倍となっています。</p> <p>また、公共施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設けられた施設であります。そのため営利目的などの本来の趣旨から外れた利用についても同等の2倍の負担としています。そうしたことから、市外かつ営利であれば、2倍×2倍の4倍を料金の上限に設定したいと考えています。</p> <p>本市の現行使用料は、近隣自治体の類似施設と</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
	<p>比較して、非常に低い水準に設定されている施設が多くあります。市外料金が設定されていない施設もあり、このような状況は極めて不均衡です。施設の維持管理費を負担している市民の利用が、安価な料金で利用できる市外利用者や営利目的の利用者によって制限されることはあってはなりません。今回の見直しでは、自治体間で著しい料金差が生じないように、調整を行います。</p> <p>ただし、施設の設置目的や利用促進の観点などから、観光施設などは例外として扱います。</p>
<p>減免基準の統一について質問です。</p> <p>これまで100%免除を受けていた団体（社会福祉団体や地域コミュニティなど）が、激変緩和措置を経て最終的に自己負担が発生するという部分ですが、「地域の活性化のために活動しているのに、市が活動を抑制するのか」ということにならないのでしょうか？</p>	<p>全施設共通の減免基準では、社会福祉団体や地域コミュニティ組織などの公共的団体が、公益的な活動や市の施策に関係する活動で使用する時には100%免除となります。</p> <p>しかし、その団体があらゆる施設を無条件に無料で利用できるわけではありません。前提として、施設の設置目的に沿った使用であることが求められます。</p>
<p>HPでも「合併以降一度も見直しがされていない施設も数多くあります。」と書かれていますが、なぜ見直しがされなかったのでしょうか？合併は2005年ですが、20年間見直しをしてこなかった行政が今後本当に「5年ごと」に見直しができるのでしょうか？</p>	<p>これまで消費税率引上げや大規模な施設改修に合わせて、使用料・手数料の見直しを実施してきましたが、料金算定に係る統一的な基準がなく、旧自治体の料金体系がそのまま引き継がれてきました。このような課題を後回しにしてきたことは、行政として大いに反省すべき点であります。</p> <p>しかし、今回、県内でも初めての試みとして「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を定めることで、料金改定の仕組みを構築し、今後は定期的・継続的に取り組んでまいります。</p>
<p>1. 「適正化」ではなく「ツケの回し」ではないか</p> <p>本方針案では「受益者負担の適正化」という言葉が使われているが、実態は20年間、時代の変化に目を背けてきた行政の「怠慢の精算」を、今この瞬間の利用者に求めているに過ぎないと感じます。本来、社会情勢に合わせて数年ごとに段階</p>	<p>課題を先送りしてきたことは大いに反省すべき点だと考えます。8つの自治体がそれぞれ整備してきた施設を、少子高齢化、過疎化が進む中であっても整理することなく維持し続けた結果が、現在、重くのしかかってきています。</p> <p>いただいたご意見を真摯に受け止め、市民の皆様が「住んでよかった」、「住み続けたい」と実</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>的な見直しを行ってれば、利用者の生活設計を狂わせるような「激変」は避けられたはずではないでしょうか。20年分の「ツケ」を、激変緩和措置という名目で数年に圧縮して支払わせることは、行政運営の失敗を市民に転嫁する行為だと感じます。</p> <p>2. 世代間の公平性を著しく欠く運営</p> <p>20年間料金を据え置いてきたということは、その間の施設の維持管理費や物価高騰分の差額を、施設を利用しない市民を含む「全納税者の税金」で穴埋めし続けてきたことではないでしょうか？</p> <p>かつての利用者は低廉な料金でサービスを受け、施設が老朽化し、財政が逼迫した段階になってから、現在の現役世代や将来世代に「本来の価格」を強いるのは、世代間の公平性を著しく欠いていると思います。そんな白山市は本当に「住みやすい市」なのでしょう？「過去の受益」に対する支払いを「未来の利用者」に求めている構造を強く批判せざるを得ない状況だと感じます。</p> <p>3. 「市外利用者4倍」という安易な徴収</p> <p>市外利用者や営利目的の利用料を最大4倍とする方針は、20年間の不作為による財源不足を、抵抗の少ない「外部の人間に補填させる」という安易な発想に見えます。白山市がこれまで築いてきた交流人口や経済活動のネットワークを、行政側の管理能力の欠如に起因する急激な値上げによって破壊しかねないのではないのでしょうか。これは単なる料金改定ではなく、市の開放性や信頼を損なう「信用失墜」のツケを払わせるものではないのでしょうか。</p> <p>4. 行政自らの「経営努力」の検証が先決である</p> <p>「原価が上がったから値上げする」という論理を振りかざす前に、20年間見直しを怠ってきた組織としての責任をどう取るのかが不明確です。人件費や委託料が適正だったのか、民間委託や効</p>	<p>感できるよう、行政運営に生かしてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、公共施設は、市民の福祉を増進することを目的に設けられたものであり、その維持管理経費は市民の税金によって賄われています。このため、市民以外の利用者や営利目的の利用は、市民の利用機会を奪うだけでなく、市民と同等の料金でサービスを受けることは、著しく公平性に欠けると考えます。このため、市外の方の利用は最大で2倍、営利目的の利用で最大2倍、市外の方が営利目的で利用する場合は最大で4倍としており、この考え方は他市の事例も参考にしています。</p> <p>また、市では市民サービスの向上と経費節減を目的に指定管理者制度を導入し、令7年4月1日時点で、171の公共施設において、民間事業者や団体が施設管理を担っています。指定管理者による業務が適正に行われているか、適切にサービスが提供されているか確認するため、年2回、上半期・下半期に分けて評価項目に基づくモニタリング状況調査を行い、必要に応じて指定管理者に対し改善のための指導・助言などを行うチェック体制を整えています。</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>率化をどれほど徹底してきたのか。自らの「経営努力の不足」を棚に上げ、算定式という数字の力で市民をねじ伏せるような手法は、公共施設を預かる行政として誠実な態度とは言えないのではないのでしょうか。</p> <p>白山市は市民の声をただ「聞く」だけです。これからは「傾聴」するようにしていただきたいです。「聞く」と「傾聴」の違いを理解していただき、実行していただきたいです。</p>	
<p>1 原価計算における人件費算入の妥当性について</p> <p>人件費は本来、事業管理費として市民税および地方交付税により賄われており、使用料・手数料の原価に改めて算入することは、住民に対する二重負担となる懸念がある。</p> <p>また、窓口対応を行う職員は主として若手層であるにもかかわらず、管理職を含む平均単価を用いることは実態に即していない。人件費を算入する場合は、35歳程度の職員単価を基準とするなど、実際の業務実態に沿った算定方法を採用すべきである。</p> <p>さらに、物件費・維持補修費・補助費・減価償却費等の扱いについても、事業管理費との整理を明確にし、原価算定の根拠を住民に説明できる形で提示されたい。</p>	<p>1</p> <p>今回、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」という統一的な基準を定め、料金改定の仕組みを構築します。これにより、金額の算定根拠が明確になります。</p> <p>公の施設等の利用や特定の事務サービス提供には、職員の労務提供が不可欠であり、その費用は当該サービスの維持管理経費の一部として位置づけられます。この観点から、適正な維持管理経費を計算する上で、人件費の算入は妥当であると考えております。</p> <p>なお、窓口対応については、直接的、間接的に管理職も関与していることから、原価に算入する人件費は管理職を含む平均単価を採用しています。</p>
<p>2 施設維持の妥当性および指定管理者制度の目的化について</p> <p>人口減少が進む中、既存施設を従来通り維持することが最適とは限らない。</p> <p>指定管理者制度や委託事業が「業務確保のための施設維持」となっていないか、利用率・費用対効果を踏まえた抜本的な見直しが必要である。</p> <p>老朽化施設については、廃止も含めた選択肢を検討し、持続可能な行政運営を図るべきである。</p>	<p>2・4</p> <p>本市は公共施設数が多く、その多くが更新時期を迎え、改修や維持管理に係る費用が市の財政を圧迫しています。</p> <p>本市が保有する多種多様な公共施設を将来にわたって持続可能な量と質へと転換するため、「総合管理計画」や「個別施設計画」に基づき、公共施設の適正化に取り組んでまいります。</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>3 受益者負担の公平性（市営住宅）について</p> <p>市営住宅の受益者負担率50%は、民間賃貸との競合を生み、民業圧迫の可能性がある。</p> <p>市営住宅は設備水準が民間より低いことから、家賃設定もそれに応じて見直す余地がある。</p> <p>経済的困難者への支援は、住宅全体の家賃を下げるのではなく、個別の福祉施策により対応する方が公平性が高いと考える。</p>	<p>3</p> <p>市営住宅については、公営住宅法に基づき算定方法が定められているため、今回の見直しの対象外となります。</p>
<p>4 不要施設の洗い出しと市民意見の反映について</p> <p>公表資料に掲載されている施設の中には、市民から見て必要性が低いものが存在する可能性がある。</p> <p>例として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジコンプラザの利用率 ……必要性？</li> <li>・高速鉄道ビジターセンターの費用対効果（新設にもかかわらず受益者負担100%）</li> </ul> <p>などは、早期に検証すべき対象である。</p> <p>市民から「不要施設」に関する意見を広く募り、施設再編の判断材料とすべきである。</p>	<p>※2と回答まとめ</p>
<p>5 施設分類の基準明確化について</p> <p>第2分類「健康増進センター」と第4分類「トレーニングルーム」の違いが不明確である。分類の根拠（目的、設備、利用者層等）を明示し、住民に理解可能な形で整理されたい。</p>	<p>5</p> <p>施設分類に例示されている施設名については整理のうえ、修正いたします。</p>
<p>6 手数料原価に処理時間を含めることの課題</p> <p>処理時間を原価に含めるのであれば、窓口での待ち時間についても減免を検討すべきとの公平性の観点がある。</p> <p>また、職員の能力差が手数料に影響する可能性があり、住民からの苦情増加が懸念される。</p>	<p>6～8</p> <p>ご意見として承ります。</p> <p>市では、社会教育団体、社会福祉団体、地域コミュニティの活動を支援・推進する観点から、公共施設ごとの基準に沿って、幅広く使用料の減免を認めています。今回の方針では、全施設共通の</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>処理時間を原価に含めることの妥当性について、慎重な検討を求める。</p>	<p>減免基準を示したうえで、政策的、特例的措置として施設ごとの減免基準を最小限の範囲で設定できるとしています。</p>
<p>7 減免措置の公平性について</p> <p>過去には文化協会・体育協会等が会議室を無料で利用していたが、現在の取り扱いが不明である。個人・団体間で不公平が生じていないか、現行の減免基準および金額を明確に示すべきである。</p> <p>また、団体利用については、利用人数に応じた料金体系（団体基本料金＋所属人数）を導入することで、より公平な負担となると考える。</p>	<p>なお、P12に掲載している市の取り組みは、料金改定の根拠ではなく、今後、サービス内容の拡充及び稼働率の向上と効率的な施設運営による利用者負担の軽減との両面を目指し、市が取り組んでいく内容です。</p>
<p>8 料金改定前に現状の取り組みと成果を示す必要性</p> <p>資料13ページに記載された取り組みは「今後の方針」に留まっており、料金改定の根拠としては不十分である。料金改定に先立ち、現状の取り組み内容、利用者数、成果（増減）を具体的に示すことを求める。これらは料金改定とは無関係に、速やかに実施可能な改善策である。</p>	
<p>9 図書館における新聞・雑誌提供と民業圧迫の懸念</p> <p>図書館で当日新聞・最新号雑誌を提供することは、新聞販売店・書店の経営を圧迫している可能性がある。高齢者の「新聞を読むためのルーティン」となり、購読者減少を助長している側面も否定できない。</p> <p>最新号を置く必要性は低く、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞は3日前のもの</li> <li>・雑誌は2か月前の号</li> </ul> <p>などに変更することで、民業圧迫を避けつつサービスを維持できる。</p> <p>また、利用者が市民のごく一部であることから、有料化の検討も必要である。</p>	<p>9</p> <p>今回の使用料・手数料の見直しとは関わらない内容につき、お答えしかねます。</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>結語</p> <p>本意見書は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二重負担の回避</li> <li>・民業圧迫の防止</li> <li>・公平性の確保</li> <li>・人口減少時代における持続可能な行政運営</li> <li>・行政の説明責任の徹底</li> </ul> <p>といった観点から、使用料・手数料見直しにおける重要な論点を指摘するものである。</p> <p>住民にとって納得性の高い制度となるよう、慎重かつ丁寧な検討をオープンな形で求める。</p> <p>他の方の意見の公表を望みます。</p>	
<p>すいません、障害者手帳を持っているんですが民間のやっている施設よりも割安で障害者割引も有るようお願いします。白山郷体育館のトレーニング室つかってますが近くに安いフィットネスジムがないもので。地域に民間の同様の施設があるか？その施設の料金も参考にぜひ、お願いします。</p>	<p>市の体育施設では、障害者手帳をお持ちの方と付添いの方1名が無料で利用できます。利用に関しては、各施設にお問い合わせください。</p>
<p>貴市が公表された「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」を拝読し、市の将来を左右する極めて重要な転換点であると捉え、一市民として以下の7項目を提言いたします。</p> <p>本意見書は、私自身の問題意識に基づき、生成AI等を活用して他自治体の成功事例や法的根拠を多角的に検証・整理したものです。単なる事務的な改定に留まらず、行政の「経営責任」と「民主的プロセス」を問う内容となっております。</p> <p>貴市におかれましては、市民との真摯な対話の出発点として、本提言に対し誠実なご回答をいただけますようお願い申し上げます。</p> <p>1. 民主主義のサイクルを阻害する「5年ルール」への反対と法的整合性</p>	<p>1～7</p> <p>この方針は、例外を除き、全ての使用料・見直しを対象に基本方針を示すものです。その中で見直しのサイクルを原則5年としていますが、施設の大規模改修や社会の急激な変化等の特別な事情が発生した場合は、5年に満たない期間で見直す場合があるとしています。</p> <p>なお、改定する際には、それぞれの条例を改正し、議会に諮った上での変更となります。今後のスケジュールとしては、この方針を2月議会で報告し、この方針に基づき、個々の施設、サービス等に係る使用料・手数料の条例改正案を6月議会に諮る予定です。</p> <p>施設の存続の是非や集約化、外部資金の獲得等は、今回の使用料・手数料の見直しとは関わらな</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>本方針が定める「5年ごとの定期見直し」は、市長および市議会議員の任期（4年）と同期しておらず、政治制責任の所在を曖昧にします。地方自治法第2条第14項が求める「最小の経費で最大の効果」を発揮するためには、事務的な自動更新ではなく、選挙を通じて市民の信を問うた政治判断に基づく改定であるべきです。改定サイクルを市長任期に合わせた「4年」とし、選挙公約と連動させることを義務付けるべきです。</p> <p>2. 「サンセット条項」なきアセットの自己目的化への懸念</p> <p>5年ごとの自動的な料金算定ルールを導入は、既存施設の維持を自己目的化させ、社会情勢の変化に合わせた廃止や転用を検討する機会を奪います。岩手県紫波町の「オガールプロジェクト」のように、施設の存在意義をゼロベースで検証し、民間の知恵を入れながら資産価値を再定義するプロセスが必要です。一定期間ごとに存続の是非を問う「サンセット条項」を導入し、思考停止の延命措置を防ぐべきです。</p> <p>3. 「行政の経営責任」と収益化努力の徹底</p> <p>市民に負担を求める前に、行政は資産活用の最大化を証明すべきです。- *ネーミングライツ:* 富山県富山市（オーバード・ホール）や福井県越前市の事例に見られるように、外部資金の獲得努力を優先すべきです。- *PPP（公民連携）による投資:*</p> <p>群馬県前橋市のように、施設内に収益を生む民間機能を誘致し、その収益を維持管理費に充てる「投資型経営」への転換を求めます。自ら稼ぐ経営努力なき値上げは、行政の不作為と言わざるを得ません。</p> <p>4. 戦略的選択の欠如と「不作為のコスト」の押し付け</p> <p>物価高騰下での「経費削減とサービス向上」の</p>	<p>い内容につき、お答えしかねます。</p> <p>AI活用等様々なご提言につきましては、今後の参考にさせていただきます。</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>両立は論理的矛盾です。山形県鶴岡市のように、施設の「重点化」と「集約化」を断行し、「セーフティネットとしての最小化」か「再投資による価値最大化」かの戦略的二択を市民に示すべきです。この決断を避け、曖昧な方針のまま「計算上の数字」を市民に転嫁することは、将来世代への負担の先送りに他なりません。</p> <p>5. 情報公開の不備と具体的シミュレーションの要求</p> <p>具体的な施設名や新旧料金の試算（シミュレーション）を示さないまま、算定ルールへの合意を求める手法は、インフォームド・コンセント（説明を受けた上での同意）の観点から不適切です。多くの先進自治体を実施しているように、主要施設における改定前後の金額、および算定原価に含まれる人件費の内訳を速やかに公表し、市民がその妥当性を判断できる環境を整えるべきです。</p> <p>6. 住民参加型評価制度の導入と「経営情報の透明化」</p> <p>行政主導の決定プロセスを排し、市民が直接アセットの価値を評価する仕組みを求めます。各施設の「稼働率」「1人あたりの公費投入額」「投資対効果」を透明化し、それに基づき市民が継続・廃止・改善を選択する「市民参画型事業評価」を改定プロセスに組み込むべきです。政治的空白を埋めるのは事務的ルールではなく、情報の透明化に基づく市民の不断の監視と参加です。</p> <p>7. 行政におけるAI活用と真に効率的な行政運営の再検討依頼</p> <p>本意見書は、行政実務に精通していない一市民が、生成AIを効果的に活用することで短時間のうちに作成したものである。市民側がAIを用いてこれほど高度かつ多角的な検証を容易に行えるようになった今、行政側においても、AI等の先端技術を真に効果的に活用し、さらなる業務の効率化や</p>	

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>コスト削減を徹底できているかを厳しく再検討いただきたい。市民にさらなる負担を求める前に、最新技術を駆使して「最小の経費」を極限まで追求したと言い切れるのか。行政運営そのもののあり方を、AI時代に即して再定義することを強く依頼する。 以上です。よろしくお願いします。</p>	
<p>いつも市政の推進にご尽力いただき、ありがとうございます。</p> <p>白山市在住の市民として、また市内で市民活動を継続している立場から、「公共施設使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」について、意見を提出させていただきます。</p> <p>本方針案では、市が主催または共催する事業が、使用料減免の判断軸として示されている一方で、市民が主体となって行う公共性の高い活動についての位置づけが、明確には記載されていないように感じました。</p> <p>市民活動は、行政サービスの代替ではなく、いきなり行政につながる前の小さな相談や回復の場として、</p> <p>また、困りごとが深刻化する前の「段階的な支え」として、地域の中で一定の役割を果たしてきたと感じています。</p> <p>行政サービスと市民活動は対立するものではなく、それぞれが異なる役割を担いながら、段階的に支え合う関係として整理されることで、より持続可能で安心感のあるまちづくりにつながるのではないのでしょうか。</p> <p>主催者が行政か市民かという区分だけでなく、活動の目的や公共性、地域における役割といった観点も踏まえ、市民が主体となって行う公共性の高い活動についても、評価や配慮の考え方が示されることを望みます。</p> <p>本パブリックコメントが、使用料の金額そのも</p>	<p>市民が主体となり、地域の中で自発的に展開される公共性の高い活動は、行政サービスだけでは行き届かない細やかなニーズに応え、多様な視点から地域の課題解決に貢献するものと認識しております。</p> <p>こうした活動への支援・推進を図る観点から、全施設共通の減免基準の中でも、市内の公共的団体等が公益事業や行政活動（市の施策に関係するもの）で使用するときは使用料を100%免除する取り扱いとしています。</p> <p>さらに、政策的・特例的措置ではありますが、施設ごとの設置目的に沿った使用であり、受益や負担の公平性の観点を踏まえ、各施設においても減免基準を設けることも可能です。</p> <p>市民のそうした活動の場として公共施設を有効に活用していただきたいと思います。</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>のだけでなく、「どのような活動が生まれ、続いていくまちを目指すのか」を市民と行政が共に考える機会となることを願っています。</p> <p>以上、意見として提出いたします。</p> <p>ご検討のほど、よろしく願いいたします。</p>	
<p>1 見直しの基本的な考え方</p> <p>(1) 受益者負担の原則</p> <p>施設やサービスの利用者と未利用者があることは事実ですが、利用者が受益者として、利用者負担を強いるとしています。</p> <p>ミクロで見れば、施設・サービスの利用者が「受益者」として「使用料・手数料の負担」をするのだということですが、例えば「受益者」は利用者だけでしょうか。</p> <p>施設利用の目的は、体育・運動施設や文化・芸術・芸能の研修や伝承向上などの、あるいは学習研究など自治や民主主義の体験向上等の場であると思われま。 (もちろん営利目的とか「特定の宗教や団体」をのぞく) この市民の健康で文化的な生活の向上は、直接・間接的に白山市の受益の向上になっているのではないのでしょうか。</p> <p>当市としても、フレイル予防をはじめ、各種サロン活動や、市民の様々な活動の支援をしています。同じような団体や運動体でも補助の対象と非対象がありますが、いずれにせよ、各種市民の活動の成果は、直接活動の主体に還元されるとともに、白山市も受益者足るのではないのでしょうか。</p> <p>そうであれば、片方だけ見て、利用者＝受益者とすべきではないと思いますがいかがでしょうか。以前住んでいたところに比べて、当市は、様々な文化・芸術・芸能などの活動が活発であり、暮らしの豊かさを実感しています。こうした市民の自主的な活動の応援こそすべきで、(経過措置をとる</p>	<p>1</p> <p>施設の維持管理や行政サービス提供にかかる費用は、利用者が支払う使用料・手数料、さらに税金によって賄われています。著しく安価な利用料では、利用する人、しない人の間に不公平が生じます。利用者にはその利用に対する適正な対価を負担していただくことが、今回の方針における基本的な考え方です。</p> <p>こうした受益者負担の原則の例外が、減免措置です。</p> <p>市民の自発的な公共性の高い活動への支援・推進を図る観点から、市内の公共的団体等が公益事業や行政活動(市の施策に関係するもの)で使用するときは使用料を100%免除する取り扱いとしています。</p> <p>負担の公平性や公正性を欠くことがないよう、可能な限り共通した取り扱いとなるよう、減免基準の統一化を図っています。</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>とのことですが) 経済負担が増えることにならないようにすべきだと考えます。</p> <p>したがって、この際今までの市長の判断での「減額・免除措置」も見直し、対象を広範囲に設定し、基準の公表もすべきではないかと思えます。</p> <p>2 利用料・使用料の算定基準について</p> <p>手数料・使用料の算定方式についてです。手数料原価として、手数料原価及び使用料原価に担当職員の人件費が含まれているともことですが、何故利用料・使用料発生の職場(職員)の人件費だけが利用者・利用者の負担に帰すべきなのでしょう。その根拠をお示しください。</p> <p>これら仕事は「公務」から外して「外部委託」をすることを前提にしてのことなのでしょう。あるいはもう多くの現場で「外部委託」になっているのでしょうか。</p> <p>「災害大国」ともいわれる我が国において、いざという時も含めて公共施設。公共サービスを支える公務員は増やしこそすれ、減らすべきではないと思えます。また、様々な市民の自主的・自覚的な文化スポーツ活動や学習・教育などの活動を支えこそすれ、経済的困難から委縮することのないような改善にしていきたいと切に思うものです。</p>	<p>2</p> <p>今回の方針では、利用者によるその利用に対する適正な対価を負担していただくため、施設の維持管理や行政サービスの提供に要する費用を明らかにし、統一的な算定基準を定めます。</p> <p>適正な対価は、サービス提供に係る全ての費用を基に算出されることから、職員の労務提供が不可欠である以上、人件費の算入は妥当であると考えており、外部委託を踏まえたものではありません。</p>
<p>1, 利用料・使用料の算定基準について* (先ほどの追加関連です)</p> <p>手数料原価及び使用料原価計算の中に担当職員の人件費が含まれる点について。</p> <p>これらの業務は、本来的に公的な通常業務の一形態であると考えます。すなわち、使用料/利用料が伴う伴わないにかかわらず公共的な一般的な通常業務ではないのでしょうか。</p> <p>であるならば、その都度、その業務にかかわるサービスを利用するとき・利用者(納税者)が人</p>	<p>使用料の原価計算に含まれる人件費は、施設に配属されている正職員及び会計年度任用職員に係る費用、手数料の原価計算に含まれる人件費は、証明書等の窓口発行にかかる時間分の費用となります。そのため、施設の維持管理に従事していない職員や証明書の窓口発行に従事していない職員の人件費は含まれていません。</p> <p>繰り返しになりますが、適正な対価は、サービス提供に係る全ての費用を基に算出されることから、職員の労務提供が不可欠である以上、人件費</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>件費を負担するという事は、二重負担になりはしませんか。</p> <p>人件費が負担されるべきとされる職種の人の業務は、他の負担の無い（とされる）職員の業務とは関連がないのでしょうか。被負担の職員の自己完結なのでしょうか。</p> <p>使用時・利用時に該当職員の人件費負担を生じさせることは利用者（市民）に税の二重負担を負わせることなると考えられないのでしょうか。</p> <p>したがって、算定基準の変更をすべきだと考えます。</p>	<p>の算入は妥当であると考えております。</p>
<p>「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」へのパブリックコメント募集のメールを見ました。私は1990年から白山麓に住んでいる71歳の男性です。2018年に定年退職し、今は主に年金で生活しています。以下に私の意見を2つ述べます。</p> <p>1. 現時点のみの受益関係にとらわれないでほしい</p> <p>現役時代に給与明細を見る度に「住民税は高いなあ」と感じていました。これは単に、自治体が住民にどのようなサービスや配慮を実施してくれているかを私がよく知らなかったのが原因です。日々の時間の大半は仕事に費やされ、公共施設などもほとんど利用する機会がなく、その存在も知らないものもたくさんありました。しかし、定年後に自由な時間をもつようになって、例えば以下のような施設をよく利用するようになりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館・市民交流センター・コミュニティセンター</li> <li>・健康増進センター・保健センター・市民温泉・文化会館・学習センター・博物館・研修センター など</li> </ul> <p>現役時代に比べて収入が激減した私のような者にとって、安価に、あるいは無料で利用できるこれらの施設はとても有り難く、素晴らしいものだと実感し、現役時代の私たちの税金がこのような</p>	<p>1</p> <p>日頃より、公共施設を利用いただき、ありがとうございます。</p> <p>公共施設は、市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために設置されているもので、民間施設のように、収益を出す目的のものではありません。誰もが利用できる場所だからこそ、公平性、公正性が問われます。施設を利用する人と利用しない人の間で不公平が生じることのないよう、施設の利用者には、その利用に対する適正な対価を負担していただきたいと考えています。</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>施設の維持や運営のために用いられていたことに感謝しました。</p> <p>このような経験から、現時点だけの受益関係に注目せず、いずれ自分がその恩恵を受ける側になるかもしれないという視点も持つべきだと思っています。未来の自分も受益者の一人です。今だけの金銭の受益関係に注目すれば、民間の営利企業と同じになってしまい、自治体が運営する公共施設としての意義が薄れてしまいます。</p> <p>2. 各施設の性質別分類をもう少し細かくしてほしい</p> <p>定年退職後、私は白山市民温泉（主に大門温泉センター）を週に2～3回利用しています。温泉浴は非常に身体に良く、高血圧、免疫賦活、痔や、膝、腰、肩などの痛みなどにも有効で、温泉に通うことで明らかに改善した症状もいくつかあり、病院へ行く必要がなくなったものもありました。また、とてもくつろいだ気分になり、自律神経や精神面にも良い影響がありました。「温泉浴」の効能はよく知られており、実際に健康維持に貢献し、医療費の抑制に寄与していると思います。私が市民温泉センターに行く時間帯には、私よりも高齢のお年寄りもよく来られており、おそらく「温泉浴」による健康維持で医療費が抑えられているのではないかと想像しています。</p> <p>「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(案)」では、市民温泉が「日常生活をより快適にするもので民間でも提供されている施設」すなわち『第4分類、公費負担0%、受益者負担100%』に分類されています。確かに「温泉」は「民間でも提供されている施設」ですが、受益者は個人だけではなく、医療関係への出費削減に寄与している可能性があると思います。</p> <p>各施設の性質別分類を複雑化しないために、受</p>	<p>2</p> <p>他市の方針ではもっと細かく区分している事例もありますが、細分化したとしても、施設をどの区分にあてはめるかは、意見が分かれるものであり、いたずらに複雑化するのは望ましくないことから、本市では4区分としています。</p>

ご意見・ご要望	市の考え方
<p>益者負担割合をわずか4種類に分類してしまうのは単純化し過ぎだと思えます。実情に則した対応のために、たとえ手間がかかっても、各施設の分類をもう少し細かくしてほしいです。</p> <p>以上が私の意見です。各種公共施設を利用する人とならない人との間で負担を公平にすることはとても重要で、かつ困難な仕事だと思えます。このようなテーマへの取り組みを始められたことに敬意を表し、かつ感謝します。多くの市民が納得し、満足できるような「使用料・手数料の見直し」をお願いします。</p>	
<p>白山市内の施設を利用させていただいております。ありがとうございます。常々、気になっていた点を意見いたします。</p> <p>白山市外の方に長期間（1ヶ月以上）施設及び、行政の財産を貸し出している状態に違和感を感じております。長期間の貸し出しは、白山市在住者に限定していただきたいと思えます。</p>	<p>施設の貸し出しについては施設管理の問題であり、今回の使用料・手数料の見直しとは関わらない内容につき、お答えしかねます。</p>
<p>吉野工芸の里には吉野工芸の里条例にあてはまる施設とあてはまらない条例外の施設が二種類あります</p> <p>より一層市民や観光客に開かれたエリアにする為にすべての施設を条例にあてはめ、適切な管理を望む</p>	<p>今回の使用料・手数料の見直しとは関わらない内容につき、お答えしかねます。施設を所管する部署には、こうしたご意見があったことはお伝えいたします。</p>